

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第47号

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第34条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第35条第3項中「第5条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。